

201110-10
Vol.295

発行所 習志野商工会議所
発行人 鈴木喜代秋
〒275-0016 習志野市津田沼4-11-14
TEL: 047 (452) 6700
FAX: 047 (452) 6744

URL...http://www.narashino-cci.or.jp
Eメール...key21@narashino-cci.or.jp

商工習志野

NARASHINO CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY

目次

- 1面 会員拡大キャンペーン、お知らせをご紹介します
- 2面 事業家育成塾、習志野商工会議所大型店連絡協議会、地域交流サロン
- 3面 労働保険、あじさい共済、商工会議所福祉制度キャンペーン
- 4面 支援室コーナー
- 5面 時代の風を読む、会議・事業予定、インフォメーション、青年部だより、女性会通信
- 6面 あの店この工場、つだぬま〜、茜音フェスティバル

この会報は、当所ホームページでもご覧いただけます。

当所ホームページで「中小企業支援策〜虎の巻〜」配信中

事業推進に組織基盤の強化を図る

会員拡大キャンペーン を実施します 「11/1〜11/30」

習志野商工会議所では、今年度「震災からの復興再生」を最重要テーマとして、習志野市をはじめ、国及び千葉県各種復興支援策を取り入れて、一刻も早い経営再生支援と地域経済の復興に取り組んでいます。依然として厳しい現状ですが、事業の更なる推進にあたり組織基盤の強化が求められることから、このたび千葉県内すべての商工会議所を挙げて、会員拡大運動に取り組むこととなりました。経営者、団体の皆さまのよきパートナーとして、経営支援活動、金融事業、街づくりの推進だけでなく、皆さまが求める会員サービスと地域経済の活性化に、より一層力を注いでまいりますので、会員の皆さまには習志野商工会議所にご加入いただける事業者をご紹介いただき、活力ある元気な街づくりの推進にご協力ください。

会員拡大・組織増強の考え方

(1) 地域商工業者の意見を地域総合経済団体である商工会議所は地域商工業者の意見を総合的に集約し、代表する性格の機能であるため、可能な限り広い範囲で（規模・業種・数）の商工業者によって運営される集合体でな



習志野商工会議所は習志野市唯一の総合経済団体として現在約2,000の事業所にご加入いただいておりますが、今後なお一層魅力ある事業活動を展開し、会員サービスを充実させるためにはさらに多くの事業所にご加入いただくことが必要不可欠です。



お知らせをご紹介します

会員の皆さまのお知り合いの事業者の方で、まだご加入いただいていない事業所がございましたら、ぜひご紹介ください。加入案内及び手続きにつきましては、事務局職員がお伺いしますので、お気軽にご連絡くださいますようお願いいたします。

入会するには

習志野市内で引き続き6カ月以上事業を営み、かつ事業所を有している商工業者であれば、規模の大小業種にかかわらず入会資格があります。また、習志野市内に事業所がない事業者であっても特別会員としてご加入いただけます。

会費

入会金：1,000円 会費：年間12,000円～（月1,000円～）
（会費・入会金は全て損金・必要経費として計上でき、消費税の課税対象外になります）

連絡先 〒275-0016
習志野市津田沼4-11-14
習志野商工会議所 経営室
TEL: 047 (452) 6700



ければなりません。

このため真の意味で、事業活動によって幅広い支持を求めて、組織率の向上を図ることにより、組織機能の強化を行い、すべての会員の皆さまにとって役立つ事業を推進していく必要があります。

地区ごとの拡大メンバーを中心に推進

拡大キャンペーンは、正副会頭をはじめとする役員・議員の方々に構成される「会員拡大会議」のメンバーを中心に推進されます。「会員拡大会議」は、各地区に在籍する役員・議員を

(2) 充実した事業を行う

財源の確保
商工会議所法によって法的根拠を持つ団体として地域社会へのサービス義務付けられています。何よりも経済団体としての役割である地域経済の自立的・安定的発展を達成するためには、充実した事業を行うための財源

(3) 会員・会費により

自主運営
確保が必要になります。商工会議所は加入意志のある事業者が構成員です。このため確固たる立場を保持するために、会員・会費によって自主運営される団体となることを目的としています。

URL...http://www.narashino-cci.or.jp
Eメール...key21@narashino-cci.or.jp

マルケイ融資をご利用ください「年利1.85%で1千五百万まで(10月5日現在)。無担保・無保証人」

「事業家育成成熟」

全5日間の講座が終了

習志野商工会議所では、毎年創業プログラムを実施し、「社長になりたい」「アイデアをかたちにしたい」「独立してお店を持ちたい」といった独立・開業に興味がある方から、これまでに数多くの創業者を輩出しています。今回の「事業家育成成熟」は、総勢45名が受講し、10月1日(土)に全5日間(9月4日(日)開講)の講義を終えました。

成功の裏に儲かる事業計画が

セミナーは、経営コンサルタントで(株)ヘッドポイント、千葉県中小企業クォーター代表の山内英二郎氏をメイン講師に迎え、経営に必要な「事業家資質の習得」「開業3年後に飛躍を迎える事業計画の策定」をテーマに、起業・創業に関する基礎知識から、儲かる市場の選択と仕組みの立て方などを学び、併せて、日本政策金融公庫



▲セミナー風景

担当者による創業融資のポイント、千葉県中小企業団体中央会担当者による創業形態の選択方法など、実践的かつ体系的な講義が行われました。また、専門家5名(税理士・中小企業診断士など)を交えた事業計画作成ワークショップ(3日目)やOB企業現場実習(4日目・対象5事業所)では、

最終講義で山内氏は、「成功の裏には儲かる仕組みに基づく事業計画が必ず存在します。常にそこを意識し、機を感じられる事業家を目指してください。」と受講者にエールを贈りました。当所では、将来の地域産業を担う創業・開業志望者の育成や新規事業の立上げを中小企業支援の重要施策と位置付け、今後地域経済の活性化と循環を促進する事業に力を注いでいきます。この事業に関するお問い合わせは

習志野商工会議所
中小企業支援室
Tel. 047(452)6700



▲ワークショップ風景



▲OB企業現場実習風景

地域交流サロン(谷津・実穂で開設)

「谷津ふれあい処・フレンド」
でオープンセレモニー

谷津サンプラザ商店街(理事長:佐々木秀夫氏)では、習志野市商店会連合会からの依頼を受け、商店街交流施設運営事業の一環として、地域交流サロン「谷津ふれあい処・フレンド」を開設しました。

この事業は、地域コミュニティの再生や地産地消、地域のにぎわいと雇用の創出を図ることを目的として実施されているもので、サンプラザ商店街と実穂稲荷通り商店会(会長:根本立人氏)の2か所で平成24年3月まで交流センターが開設されています。

▲谷津サンプラザ商店街
▲実穂稲荷通り商店会

震災復旧状況に関する

研修会を開催

地域生活者へ適切なサービスを提供するため

習志野市は市内に多くの大型店を有し、1970年代にはJR津田沼駅周辺に大型店の出店が相次ぎ、広域から買い物客が集まるなど社会現象化し、当時は「津田沼戦争」と呼ばれるなど大変にぎわいましたが、現在も全国でも屈指の大型店占有率となっています。

生活者に安心して安全な商品を提供することを責務として、この考えから、9月20日(火)銀座アスター津田沼資館で、習志野市の生活安全室の担当者をお招きし、研修会「震災に係る被害・復旧状況及び今後の防災対策について」を研修会を行いました。

「習志野商工会議所大型店連絡協議会」は、地元小売業者との共存共栄、消費者サービスの向上を図り地域社会に貢献することを目的に、市内大型店数店舗で組織されています。今回、同協議会が地域

東日本大震災から6カ月が経過し、被災地区の復旧・復興や、原発事故からの放射線に対する対策及びエネルギー政策などの問題が山積する中で、液状化の被害を受けた埋立て地域を中心とした、市内の復旧状況及び今後の防災対策など、地域生活者に適切な商品やサービスを提供するために担当者からの情報に耳を傾けました。



マルケイ融資をご利用ください「年利1.85%で1千五百万まで(10月5日現在)」。無担保・無保証人

あじさい共済

従業員
の福利
厚生に
会員事業所のための1口800円(15~60歳)からの生命共済です

習志野商工会議所共済推進委員のご紹介



私たちにおまかせください！
現在加入している保険は大丈夫ですか？
共済・保険のことなら何でもご相談ください。(無料保険診断実施中)

こんなにお得！

- 割安な掛金で幅広い保障！ ■ 見舞金・祝金制度が充実
- 毎年収支計算し剰余金があれば配当金も
- 1年更新で医師の診査なし
- 業務上・業務外問わず24時間保障

加入者還元事業に参加できます

平成23年度はお楽しみプレゼントを実施

最大2,000円を助成！(健康受診料)

あじさい共済加入者還元事業の一環として、当所が毎年実施している「巡回一般健康診断」の受診料を一部助成させていただきます。

お問い合わせ

習志野商工会議所 経営室 TEL: 047(452)6700
引受保険会社アクサ生命保険(株) 習志野駐在
HP: <http://www2.axa.co.jp/> TEL: 047(451)0256

※記載の内容は、あじさい共済制度の一部を記載したものです。ご加入にあたってはパンフレット、重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)を必ずご覧ください。

忙しい事業主の皆さまへ「東日本大震災の被災事業の」 労働保険の手続きを 代行します

「東日本大震災の被災事業の」
特別措置もあります

習志野商工会議所では、忙しい事業主に代わり労働保険の申告・納付の事務や雇用保険の取得(入社、喪失(退社)の各種届出等)を行っています。労働保険とは労働災害補償保険(労災保険)と雇用保険を総称した言葉で、原則、労働者を一人でも雇っている事業主は加入手続きを行い、労働保険料を納付しなければなりません。(強制加入)

委託事務の範囲

概算保険料、確定保険料などの申告及び納付に関する事務
・保険関係成立届、雇用保険事業所設置届、労災保険特別加入申請、雇用保険被保険者届出等

委託できる事業主

常時使用する労働者が、

- ① 金融・保険、不動産、小売 ↓50人以下
- ② 卸売、サービス ↓100人以下
- ③ その他の事業 ↓300人

委託手数料

※一人親方や家族従業員のみの事業所は委託できません

お問合せ

習志野商工会議所
中小企業支援室 山野井
TEL: 047(452)6700

『商工会議所福祉制度』 キャンペーン実施のお知らせ

ベストウイズクラブでは、「福祉制度キャンペーン」を10月・11月に実施いたします。本キャンペーンは、『商工会議所福祉制度』を会員の皆様にご理解いただき、会員事業所の福祉向上にお役立ていただくことを主な目的としています。

『商工会議所福祉制度』は、経営者・役員の皆様の保障や退職金準備他、入院・介護・老後に備えた様々な保障ニーズにお応えするものです。

商工会議所職員とアクサ生命保険株式会社の担当社員がお伺いした際には、是非ご協力いただきますようお願い申し上げます。

※「ベストウイズクラブ」は、商工会議所共済制度・福祉制度の普及・推進を目的とし全国各地の商工会議所およびアクサ生命保険株式会社により運営されている組織です。連絡先：習志野商工会議所 経営室 TEL: 047(452)6700

ベストウイズクラブ 福祉制度キャンペーン Part2
2011年10月 - 11月

2011年10月 - 11月

対象事業所 協会所属事業所の対象となる会員企業・特選企業等全ての個人事業主様

対象金額 協会所属事業所の対象となる会員企業・特選企業等全ての個人事業主様

ベストウイズクラブ貢献

- ◆ 企業福利費控除助成金
企業福利費を納付した上で、企業福利費の総額が5,000円以上10,000円未満の場合は、企業福利費の総額から5,000円を控除し、企業福利費の総額が10,000円以上20,000円未満の場合は、企業福利費の総額から10,000円を控除し、企業福利費の総額が20,000円以上50,000円未満の場合は、企業福利費の総額から20,000円を控除し、企業福利費の総額が50,000円以上100,000円未満の場合は、企業福利費の総額から50,000円を控除し、企業福利費の総額が100,000円以上200,000円未満の場合は、企業福利費の総額から100,000円を控除し、企業福利費の総額が200,000円以上500,000円未満の場合は、企業福利費の総額から200,000円を控除し、企業福利費の総額が500,000円以上1,000,000円未満の場合は、企業福利費の総額から500,000円を控除し、企業福利費の総額が1,000,000円以上2,000,000円未満の場合は、企業福利費の総額から1,000,000円を控除し、企業福利費の総額が2,000,000円以上5,000,000円未満の場合は、企業福利費の総額から2,000,000円を控除し、企業福利費の総額が5,000,000円以上10,000,000円未満の場合は、企業福利費の総額から5,000,000円を控除し、企業福利費の総額が10,000,000円以上20,000,000円未満の場合は、企業福利費の総額から10,000,000円を控除し、企業福利費の総額が20,000,000円以上50,000,000円未満の場合は、企業福利費の総額から20,000,000円を控除し、企業福利費の総額が50,000,000円以上100,000,000円未満の場合は、企業福利費の総額から50,000,000円を控除し、企業福利費の総額が100,000,000円以上200,000,000円未満の場合は、企業福利費の総額から100,000,000円を控除し、企業福利費の総額が200,000,000円以上500,000,000円未満の場合は、企業福利費の総額から200,000,000円を控除し、企業福利費の総額が500,000,000円以上1,000,000,000円未満の場合は、企業福利費の総額から500,000,000円を控除し、企業福利費の総額が1,000,000,000円以上2,000,000,000円未満の場合は、企業福利費の総額から1,000,000,000円を控除し、企業福利費の総額が2,000,000,000円以上5,000,000,000円未満の場合は、企業福利費の総額から2,000,000,000円を控除し、企業福利費の総額が5,000,000,000円以上10,000,000,000円未満の場合は、企業福利費の総額から5,000,000,000円を控除し、企業福利費の総額が10,000,000,000円以上20,000,000,000円未満の場合は、企業福利費の総額から10,000,000,000円を控除し、企業福利費の総額が20,000,000,000円以上50,000,000,000円未満の場合は、企業福利費の総額から20,000,000,000円を控除し、企業福利費の総額が50,000,000,000円以上100,000,000,000円未満の場合は、企業福利費の総額から50,000,000,000円を控除し、企業福利費の総額が100,000,000,000円以上200,000,000,000円未満の場合は、企業福利費の総額から100,000,000,000円を控除し、企業福利費の総額が200,000,000,000円以上500,000,000,000円未満の場合は、企業福利費の総額から200,000,000,000円を控除し、企業福利費の総額が500,000,000,000円以上1,000,000,000,000円未満の場合は、企業福利費の総額から500,000,000,000円を控除し、企業福利費の総額が1,000,000,000,000円以上2,000,000,000,000円未満の場合は、企業福利費の総額から1,000,000,000,000円を控除し、企業福利費の総額が2,000,000,000,000円以上5,000,000,000,000円未満の場合は、企業福利費の総額から2,000,000,000,000円を控除し、企業福利費の総額が5,000,000,000,000円以上10,000,000,000,000円未満の場合は、企業福利費の総額から5,000,000,000,000円を控除し、企業福利費の総額が10,000,000,000,000円以上20,000,000,000,000円未満の場合は、企業福利費の総額から10,000,000,000,000円を控除し、企業福利費の総額が20,000,000,000,000円以上50,000,000,000,000円未満の場合は、企業福利費の総額から20,000,000,000,000円を控除し、企業福利費の総額が50,000,000,000,000円以上100,000,000,000,000円未満の場合は、企業福利費の総額から50,000,000,000,000円を控除し、企業福利費の総額が100,000,000,000,000円以上200,000,000,000,000円未満の場合は、企業福利費の総額から100,000,000,000,000円を控除し、企業福利費の総額が200,000,000,000,000円以上500,000,000,000,000円未満の場合は、企業福利費の総額から200,000,000,000,000円を控除し、企業福利費の総額が500,000,000,000,000円以上1,000,000,000,000,000円未満の場合は、企業福利費の総額から500,000,000,000,000円を控除し、企業福利費の総額が1,000,000,000,000,000円以上2,000,000,000,000,000円未満の場合は、企業福利費の総額から1,000,000,000,000,000円を控除し、企業福利費の総額が2,000,000,000,000,000円以上5,000,000,000,000,000円未満の場合は、企業福利費の総額から2,000,000,000,000,000円を控除し、企業福利費の総額が5,000,000,000,000,000円以上10,000,000,000,000,000円未満の場合は、企業福利費の総額から5,000,000,000,000,000円を控除し、企業福利費の総額が10,000,000,000,000,000円以上20,000,000,000,000,000円未満の場合は、企業福利費の総額から10,000,000,000,000,000円を控除し、企業福利費の総額が20,000,000,000,000,000円以上50,000,000,000,000,000円未満の場合は、企業福利費の総額から20,000,000,000,000,000円を控除し、企業福利費の総額が50,000,000,000,000,000円以上100,000,000,000,000,000円未満の場合は、企業福利費の総額から50,000,000,000,000,000円を控除し、企業福利費の総額が100,000,000,000,000,000円以上200,000,000,000,000,000円未満の場合は、企業福利費の総額から100,000,000,000,000,000円を控除し、企業福利費の総額が200,000,000,000,000,000円以上500,000,000,000,000,000円未満の場合は、企業福利費の総額から200,000,000,000,000,000円を控除し、企業福利費の総額が500,000,000,000,000,000円以上1,000,000,000,000,000,000円未満の場合は、企業福利費の総額から500,000,000,000,000,000円を控除し、企業福利費の総額が1,000,000,000,000,000,000円以上2,000,000,000,000,000,000円未満の場合は、企業福利費の総額から1,000,000,000,000,000,000円を控除し、企業福利費の総額が2,000,000,000,000,000,000円以上5,000,000,000,000,000,000円未満の場合は、企業福利費の総額から2,000,000,000,000,000,000円を控除し、企業福利費の総額が5,000,000,000,000,000,000円以上10,000,000,000,000,000,000円未満の場合は、企業福利費の総額から5,000,000,000,000,000,000円を控除し、企業福利費の総額が10,000,000,000,000,000,000円以上20,000,000,000,000,000,000円未満の場合は、企業福利費の総額から10,000,000,000,000,000,000円を控除し、企業福利費の総額が20,000,000,000,000,000,000円以上50,000,000,000,000,000,000円未満の場合は、企業福利費の総額から20,000,000,000,000,000,000円を控除し、企業福利費の総額が50,000,000,000,000,000,000円以上100,000,000,000,000,000,000円未満の場合は、企業福利費の総額から50,000,000,000,000,000,000円を控除し、企業福利費の総額が100,000,000,000,000,000,000円以上200,000,000,000,000,000,000円未満の場合は、企業福利費の総額から100,000,000,000,000,000,000円を控除し、企業福利費の総額が200,000,000,000,000,000,000円以上500,000,000,000,000,000,000円未満の場合は、企業福利費の総額から200,000,000,000,000,000,000円を控除し、企業福利費の総額が500,000,000,000,000,000,000円以上1,000,000,000,000,000,000,000円未満の場合は、企業福利費の総額から500,000,000,000,000,000,000円を控除し、企業福利費の総額が1,000,000,000,000,000,000,000円以上2,000,000,000,000,000,000,000円未満の場合は、企業福利費の総額から1,000,000,000,000,000,000,000円を控除し、企業福利費の総額が2,000,000,000,000,000,000,000円以上5,000,000,000,000,000,000,000円未満の場合は、企業福利費の総額から2,000,000,000,000,000,000,000円を控除し、企業福利費の総額が5,000,000,000,000,000,000,000円以上10,000,000,000,000,000,000,000円未満の場合は、企業福利費の総額から5,000,000,000,000,000,000,000円を控除し、企業福利費の総額が10,000,000,000,000,000,000,000円以上20,000,000,000,000,000,000,000円未満の場合は、企業福利費の総額から10,000,000,000,000,000,000,000円を控除し、企業福利費の総額が20,000,000,000,000,000,000,000円以上50,000,000,000,000,000,000,000円未満の場合は、企業福利費の総額から20,000,000,000,000,000,000,000円を控除し、企業福利費の総額が50,000,000,000,000,000,000,000円以上100,000,000,000,000,000,000,000円未満の場合は、企業福利費の総額から50,000,000,000,000,000,000,000円を控除し、企業福利費の総額が100,000,000,000,000,000,000,000円以上200,000,000,000,000,000,000,000円未満の場合は、企業福利費の総額から100,000,000,000,000,000,000,000円を控除し、企業福利費の総額が200,000,000,000,000,000,000,000円以上500,000,000,000,000,000,000,000円未満の場合は、企業福利費の総額から200,000,000,000,000,000,000,000円を控除し、企業福利費の総額が500,000,000,000,000,000,000,000円以上1,000,000,000,000,000,000,000,000円未満の場合は、企業福利費の総額から500,000,000,000,000,000,000,000円を控除し、企業福利費の総額が1,000,000,000,000,000,000,000,000円以上2,000,000,000,000,000,000,000,000円未満の場合は、企業福利費の総額から1,000,000,000,000,000,000,000,000円を控除し、企業福利費の総額が2,000,000,000,000,000,000,000,000円以上5,000,000,000,000,000,000,000,000円未満の場合は、企業福利費の総額から2,000,000,000,000,000,000,000,000円を控除し、企業福利費の総額が5,000,000,000,000,000,000,000,000円以上10,000,000,000,000,000,000,000,000円未満の場合は、企業福利費の総額から5,000,000,000,000,000,000,000,000円を控除し、企業福利費の総額が10,000,000,000,000,000,000,000,000円以上20,000,000,000,000,000,000,000,000円未満の場合は、企業福利費の総額から10,000,000,000,000,000,000,000,000円を控除し、企業福利費の総額が20,000,000,000,000,000,000,000,000円以上50,000,000,000,000,000,000,000,000円未満の場合は、企業福利費の総額から20,000,000,000,000,000,000,000,000円を控除し、企業福利費の総額が50,000,000,000,000,000,000,000,000円以上100,000,000,000,000,000,000,000,000円未満の場合は、企業福利費の総額から50,000,000,000,000,000,000,000,000円を控除し、企業福利費の総額が100,000,000,000,000,000,000,000,000円以上200,000,000,000,000,000,000,000,000円未満の場合は、企業福利費の総額から100,000,000,000,000,000,000,000,000円を控除し、企業福利費の総額が200,000,000,000,000,000,000,000,000円以上500,000,000,000,000,000,000,000,000円未満の場合は、企業福利費の総額から200,000,000,000,000,000,000,000,000円を控除し、企業福利費の総額が500,000,000,000,000,000,000,000,000円以上1,000,000,000,000,000,000,000,000,000円未満の場合は、企業福利費の総額から500,000,000,000,000,000,000,000,000円を控除し、企業福利費の総額が1,000,000,000,000,000,000,000,000,000円以上2,000,000,000,000,000,000,000,000,000円未満の場合は、企業福利費の総額から1,000,000,000,000,000,000,000,000,000円を控除し、企業福利費の総額が2,000,000,000,000,000,000,000,000,000円以上5,000,000,000,000,000,000,000,000,000円未満の場合は、企業福利費の総額から2,000,000,000,000,000,000,000,000,000円を控除し、企業福利費の総額が5,000,000,000,000,000,000,000,000,000円以上10,000,000,000,000,000,000,000,000,000円未満の場合は、企業福利費の総額から5,000,000,000,000,000,000,000,000,000円を控除し、企業福利費の総額が10,000,000,000,000,000,000,000,000,000円以上20,000,000,000,000,000,000,000,000,000円未満の場合は、企業福利費の総額から10,000,000,000,000,000,000,000,000,000円を控除し、企業福利費の総額が20,000,000,000,000,000,000,000,000,000円以上50,000,000,000,000,000,000,000,000,000円未満の場合は、企業福利費の総額から20,000,000,000,000,000,000,000,000,000円を控除し、企業福利費の総額が50,000,000,000,000,000,000,000,000,000円以上100,000,000,000,000,000,000,000,000,000円未満の場合は、企業福利費の総額から50,000,000,000,000,000,000,000,000,000円を控除し、企業福利費の総額が100,000,000,000,000,000,000,000,000,000円以上200,000,000,000,000,000,000,000,000,000円未満の場合は、企業福利費の総額から100,000,000,000,000,000,000,000,000,000円を控除し、企業福利費の総額が200,000,000,000,000,000,000,000,000,000円以上500,000,000,000,000,000,000,000,000,000円未満の場合は、企業福利費の総額から200,000,000,000,000,000,000,000,000,000円を控除し、企業福利費の総額が500,000,000,000,000,000,000,000,000,000円以上1,000,000,000,000,000,000,000,000,000,000円未満の場合は、企業福利費の総額から500,000,000,000,000,000,000,000,000,000円を控除し、企業福利費の総額が1,000,000,000,000,000,000,000,000,000,000円以上2,000,000,000,000,000,000,000,000,000,000円未満の場合は、企業福利費の総額から1,000,000,000,000,000,000,000,000,000,000円を控除し、企業福利費の総額が2,000,000,000,000,000,000,000,000,000,000円以上5,000,000,000,000,000,000,000,000,000,000円未満の場合は、企業福利費の総額から2,000,000,000,000,000,000,000,000,000,000円を控除し、企業福利費の総額が5,000,000,000,000,000,000,000,000,000,000円以上10,000,000,000,000,000,000,000,000,000,000円未満の場合は、企業福利費の総額から5,000,000,000,000,000,000,000,000,000,000円を控除し、企業福利費の総額が10,000,000,000,000,000,000,000,000,000,000円以上20,000,000,000,000,000,000,000,000,000,000円未満の場合は、企業福利費の総額から10,000,000,000,000,000,000,000,000,000,000円を控除し、企業福利費の総額が20,000,000,000,000,000,000,000,000,000,000円以上50,000,000,000,000,000,000,000,000,000,000円未満の場合は、企業福利費の総額から20,000,000,000,000,000,000,000,000,000,000円を控除し、企業福利費の総額が50,000,000,000,000,000,000,000,000,000,000円以上100,000,000,000,000,000,000,000,000,000,000円未満の場合は、企業福利費の総額から50,000,000,000,000,000,000,000,000,000,000円を控除し、企業福利費の総額が100,000,000,000,000,000,000,000,000,000,000円以上200,000,000,000,000,000,000,000,000,000,000円未満の場合は、企業福利費の総額から100,000,000,000,000,000,000,000,000,000,000円を控除し、企業福利費の総額が200,000,000,000,000,000,000,000,000,000,000円以上500,000,000,000,000,000,000,000,000,000,000円未満の場合は、企業福利費の総額から200,000,000,000,000,000,000,000,000,000,000円を控除し、企業福利費の総額が500,000,000,000,000,000,000,000,000,000,000円以上1,000,000,000,000,000,000,000,000,000,000,000円未満の場合は、企業福利費の総額から500,000,000,000,000,000,000,000,000,000,000円を控除し、企業福利費の総額が1,000,000,000,000,000,000,000,000,000,000,000円以上2,000,000,000,000,000,000,000,000,000,000,000円未満の場合は、企業福利費の総額から1,000,000,000,000,000,000,000,000,000,000,000円を控除し、企業福利費の総額が2,000,000,000,000,000,000,000,000,000,000,000円以上5,000,000,000,000,000,000,000,000,000,000,000円未満の場合は、企業福利費の総額から2,000,000,000,000,000,000,000,000,000,000,000円を控除し、企業福利費の総額が5,000,000,000,000,000,000,000,000,000,000,000円以上10,000,000,000,000,000,000,000,000,000,000,000円未満の場合は、企業福利費の総額から5,000,000,000,000,000,000,000,000,000,000,000円を控除し、企業福利費の総額が10,000,000,000,000,000,000,000,000,000,000,000円以上20,000,000,000,000,000,000,000,000,000,000,000円未満の場合は、企業福利費の総額から10,000,000,000,000,000,000,000,000,000,000,000円を控除し、企業福利費の総額が20,000,000,000,000,000,000,000,000,000,000,000円以上50,000,000,000,000,000,000,000,000,000,000,000円未満の場合は、企業福利費の総額から20,000,000,000,000,000,000,000,000,000,000,000円を控除し、企業福利費の総額が50,000,000,000,000,000,000,000,000,000,000,000円以上100,000,000,000,000,000,000,000,000,000,000,000円未満の場合は、企業福利費の総額から50,000,000,000,000,000,000,000,000,000,000,000円を控除し、企業福利費の総額が100,000,000,000,000,000,000,000,000,000,000,000円以上200,000,000,000,000,000,000,000,000,000,000,000円未満の場合は、企業福利費の総額から100,000,000,000,000,000,000,000,000,000,000,000円を控除し、企業福利費の総額が200,000,000,000,000,000,000,000,000,000,000,000円以上500

経営基盤強化・事業発展・人材育成に 各種セミナー・相談会を ぜひご利用ください。

人材育成・社員教育トレーナーを無料で派遣

【日時】10月中旬から11月末までの希望日(最高3日間)
 【場所】相談者の事業所
 【内容】申込み企業の実情に応じた社員教育を行います
 【相談員】コミュニケーション・ラボ 正垣 公也 氏
 【費用】無料

営業力強化セミナー

【日時】10月18日(火) 14時～16時
 【場所】習志野商工会議所 3階大会議室
 【内容】第1部「データを活用した営業で生き残れ!!」
 ～教えます!儲かっている会社の見分け方～
 講師 (株)帝国データバンク千葉支店 高田 秀明 氏
 第2部「営業マンは顧客心理を学び顧客の心を開け!」
 すぐに成果のでるプレゼンテーション講座～
 講師 (株)オーシャンズ 三井 裕 氏
 【定員】50名
 【受講料】無料

ひらめいたら相談しよう!「無料発明相談会」開催

【日時】10月18日(火)・11月1日(火) 10時～16時
 ※1件あたりの相談時間は、1時間程度
 【場所】習志野商工会議所
 【相談員】(社)千葉県発明協会所属 知財総合支援窓口担当者
 【申込】事前にお電話でお申込みください
 《予約制》(但し、空があれば当日でも可)
 【相談料】無料

行政書士による「無料相談会」開催

会社設立、各種許認可申請から相続・遺言、入管手続き(就労ビザ、永住等)などまで、幅広い分野のお悩みごとに対応いたします。
 【日時】10月21日(金) 13時～16時
 【場所】習志野商工会議所
 【相談員】千葉県行政書士葛南支部所属 行政書士
 【申込】《予約制》(空があれば当日でも可)
 【相談料】無料

人も、会社も、元気になろう!

中退共の退職金制度

「中退共」は国がサポートする
中小企業のための退職金制度です。

安全 | 国の制度だから安心
掛金の一部を国が助成します。

有利 | 掛金は全額非課税
手数料もかかりません。

簡単 | 社外積立で管理が簡単
退職金試算額などもお知らせ。

○パートタイマーさんも加入できます。

詳しくはホームページをご覧ください | 中退共 | 検索 | <http://chutai-kyo.taisyokukin.go.jp/>

独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL (03)3436-0151(代表)



変化の時代に対応できる会計セミナー

【日時】11月17日(木) 17時～19時
 【内容】「変化の時代に対応できる会計
 ～正しい経営判断を行うために～」
 【講師】小坂 雄二 氏 (中小企業診断士)
 【定員】30名
 【受講料】無料

申込先 習志野商工会議所 中小企業支援室

TEL: 047 (452) 6700 FAX: 047 (452) 6744
 メール key21@narashino-cci.or.jp
 ホームページ <http://www.narashino-cci.or.jp/>

設備貸与制度のご案内

千葉県産業振興センターでは設備貸与制度を通じ県内中小企業者の皆さまの設備投資への支援を行っております。

- ① 対象企業 千葉県内に事務所を設置している常用従業員50人以下の中小企業者
- ② 対象設備 新品の機械・設備・車両等
- ③ 貸与限度額 6,000万円
- ④ 償還方法 口座振替
- ⑤ 割賦損料 年2.1%
- ⑥ リース料率 リース年限により1.371%～2.966%
- ⑦ 保証人等 原則として代表者の方のみ
- ⑧ 信用保証協会の保証は、必要ありません。

問合せ先 千葉県産業振興センター 事業振興部 設備支援室
 千葉市美浜区中瀬2-6-1 WBG マリブイースト23階 TEL: 043 (299) 2902

マル経融金 (無担保) (無保証) (低利) (小規模事業者経営改善資金融資制度) をご利用ください

マル経資金(小規模事業者経営改善資金)とは、習志野商工会議所が窓口となることにより、日本政策金融公庫から貸出しが行われる小規模企業の方々を対象とした国の融資制度です。お申し込みはとても簡単です。お気軽にご相談ください。

【ご利用できる方】

- ・小売・卸売・サービス業…従業員5人以下・製造・建設業…従業員20人以下
- ・1年以上営業され、所得の申告をされている方・税金を完納されている方
- ・商工会議所の経営指導を6ヵ月以上受けている方
- ・連続欠損および借入金過多の場合は、ご利用いただけないことがあります。

【資金用途】 運転資金/設備資金

【融資限度】 最高1,500万円まで(運転資金・設備資金)

【返済期間】 運転資金…7年以内 設備資金…10年以内

【利率】 年1.85%(10月5日現在)、固定金利

【ご相談・お問合せ】 習志野商工会議所 中小企業支援室

TEL: 047 (452) 6700 FAX: 047 (452) 6744

支援室コーナー

No.104

相談無料「秘密厳守」
 中小企業支援室まで
 TEL (452) 6700

マルケイ融資をご利用ください「年利1.85%で1千五百万まで(10月5日現在)」。無担保・無保証人」

青年部だより



青年部には、現在商工会議所事業の一翼を担う24名の会員が在籍し、高橋正英会長(三興ベンディング株)を中心に、習志野市の商工業の発展に寄与することを目的として、年間を通じてさまざまな事業活動を行っています。

主な事業活動は、部会や委員会との情報交換を円滑にし、商工会議所事業への参加を行うほか、部員相互の親睦や自己啓発を図るための研修会や、市内バリアフリーマップの作成及び市民まつりなどのさまざまなイベントへの参加を行っています。



▲ 青年部メンバー

そのような中、10月22日には「少子化」が「事業承継問題」の一つの要因として地域経済の縮小を招いているといわれる中、企業の出産・子育て環境の改善や、仕事の両立及び家族を持つ地域や会社の担い手となるための意識を醸成することが地域経済の活性化を促すとの考えから「婚活パーティー」を開催するほか、10月16日(日)には、習志野青年会議所が主催する音楽をより身近に感じていただくためのイベント「ならだの茜音フェスティバル(6面参照)」に協賛し、当日の運営に携わるなど新たな試みも予定され、習志野市の活性化のためさまざまな事業活動を行っています。

青年部は、48歳までの習志野商工会議所の会員であればどなたでもご加入いただけます。(女性も可)

女性会通信



女性会では、広報委員会【委員長・田村裕子氏(サービス電気株)】が担当し、年に一度広報紙「Woman's Eye」を発刊しています。

掲載内容は、トップインタビューに習志野市にゆかりのある実業家や、大企業の社長及び著名人やアーティストなどのお話を掲載し、そのほか会員の紹介や年間事業の報告などを行っています。

トップインタビューは、女性会会員の自己研鑽について、

【委員】「女性会では、広報委員会【委員長・田村裕子氏(サービス電気株)】が担当し、年に一度広報紙「Woman's Eye」を発刊しています。掲載内容は、トップインタビューに習志野市にゆかりのある実業家や、大企業の社長及び著名人やアーティストなどのお話を掲載し、そのほか会員の紹介や年間事業の報告などを行っています。」

【委員】「女性会では、広報委員会【委員長・田村裕子氏(サービス電気株)】が担当し、年に一度広報紙「Woman's Eye」を発刊しています。掲載内容は、トップインタビューに習志野市にゆかりのある実業家や、大企業の社長及び著名人やアーティストなどのお話を掲載し、そのほか会員の紹介や年間事業の報告などを行っています。」



▲ Woman's Eye

会議・事業予定

10月中旬
11月上旬

- 10月**
- 12日(水) 女性会臨時総会・定例会 (18時～特別会議室)
 - 15日(土) 女性創業塾 (9時30分～大会議室)
 - 22日(土) 婚活パーティー (16時～アパホテル)
 - 29日(土) 女性創業塾 (9時30分～大会議室)
- 11月上旬**
- 5日(土) 女性創業塾 (9時30分～大会議室)

時代の風を読む

失敗から学ぶ企業再生 「汗なくして得るものなし」

人は成功しようと思えば、(誰でも) 忍耐と努力を強いられる。中小企業の経営者の場合、それが一生続くと言っても過言ではない。会社を維持、継続、発展させていくのが彼らの仕事だからである。徳川家康は「一人の一生は重き荷を負うて遠き道を行くが如(ごと)し」といったそうだが、まさしく名言であろう。

私は常々、「倒産者は人の倍も3倍も忍耐・努力しなければ成功しようと思えば、(誰でも) 忍耐と努力を強いられる。中小企業の経営者の場合、それが一生続くと言っても過言ではない。会社を維持、継続、発展させていくのが彼らの仕事だからである。徳川家康は「一人の一生は重き荷を負うて遠き道を行くが如(ごと)し」といったそうだが、まさしく名言であろう。

「汗なくして得るものなし」とか、そうした道義的責任を感じる。八起会の「倒産110番」にも、「倒産寸前です。何とか財産を残す方法はないでしょうか。有利な整理の方法を教えてください」とか、「財産を妻の名義にして離婚すれば、債権者に取られずに済むと聞きました。本当でしょうか」などという相談がひっきりなしである。

八起会 会長 野口 誠一



マルケイ融資をご利用ください「年利1.85%で1千五百万まで(10月5日現在)」。無担保・無保証人

Information

不動産無料相談会

毎月第1、第3金曜日 13時～16時
場所 ・京成津田沼駅サンロード6階 ・宅建協会 東葉支部事務所
問合せ (社)千葉県宅地建物取引業協会 東葉支部 TEL:047(485)2266

年末調整等説明会のお知らせ

平成23年度分の給与所得の年末調整のしかた(税制改正を含む)ならびに法廷調書、給与支払報告書の作成と提出についての事務手続きに関する説明会を下記の日程で開催します。

開催日	開催時間	説明会会場	対象地域
11月15日(火)	用紙配布 13時～13時45分 説明会 13時45分～16時	習志野市民会館ホール (大久保公民館2階) (習志野市大久保3-8-20)	習志野市

※対象地域の説明会に出席できない場合には、他の地域の説明会に出席されても差し支えありません。
※説明会当日は、事前に送付しております『出席表兼関係用紙請求書』及び『年末調整のしかた』等の説明書を必ずご持参のうえご来場ください。
※給与支給人員100名以上の方へ年末調整関係(国税関係)の用紙配布は11月4日(金)に行いますので、用紙請求書に記入の上、ご来署をお願いします。
※説明会会場には駐車場がありませんので、お車のご来場はご遠慮ください。
問合せ
千葉西税務署 源泉所得税担当(説明会関係) TEL:043(274)2111(内線222-223)
管理運営部門(用紙請求関係) TEL:043(274)2111(内線122~124)

習志野市福祉ふれあいまつり

日時 11月5日(土) 10時～16時
場所 JR津田沼駅南口地域
モリシアセンターモール1階、2階・津田沼公園
問合せ 福祉ふれあいまつり実行委員会事務局(習志野市役所 保健福祉調整課)
担当 市瀬・星野・木村 TEL:047(453)9243

なやみごと・相談受付、お気軽にご相談ください 顧問弁護士 渡辺 惇先生 Tel(472)0911

◎「あの店この工場」で当所会員企業を紹介しています。掲載を希望する方は、当所経営室原田 ☎(452)6700までご連絡ください。

会員無料紹介コーナー 会員事業所限定

「あの店この工場」 でPRしませんか?



「あの店この工場」へ掲載を希望する事業所を募集しています。
 ★お申し込みは当所の会員事業所限定です。
 ★応募順に毎月10日発行の本誌6面に1社ずつ掲載します。
 ★原則過去に掲載をした事業所は掲載ができません。(取材も可能)
 申込み・問合せ：習志野商工会議所 経営室 原田
 TEL：047(452)6700



音楽、好き NAFA

ASIA NO1 MUSIC CITY ★★★
NARASHINO AKANE FESTIVAL

Do you like MUSIC? デスカ?

～「音楽のまち 習志野」をもっと身近に!～

習志野市といえば、市立習志野高校をはじめ、数々の全国コンクールなどで素晴らしい実績を重ねる市内の小中学校があり、数々のアーティストも輩出しているほか、市内には公共ホールとして我が国で最初にパイプオルガンが設置された習志野文化ホールを有し、全国でも「音楽のまち 習志野」として定着しています。

しかし、市民にとっては自然に音楽を楽しめる機会が少なく、そのようなイメージを持っていない方も多いはず。

そこで、音楽をもっと身近に感じていただくために「ならしの茜音フェスティバル」を開催します。

- 開催日 10月16日(日) ※雨天中止・参加費無料
 時間 11時～17時
 場所 モリシア前津田沼公園 (JR津田沼駅から徒歩5分)
 内容
- アーティスト
Kira Bose、打花打火、タカモトケンジ、Shake、香蓮、田中麻美
 - B級グルメ
美鶴堂(実おこわ)、ばくだん大将(ばくだん)、桂香(シエンピン)
 - スポーツ
よさこい元気躍心、ハウラ・オ・カプアメリア、メリアフラスタジオ、千葉県立津田沼高校ダブルダッチサークル
- 主催 ならしの茜音フェスティバル実行委員会
 後援 習志野市、習志野市教育委員会、習志野商工会議所
 ホームページ <http://www.narashinoafa.com/>
 Twitter <http://twitter.com/#!/narashinoafa/>

会員紹介 No.259

あの店 この工場

APPEAL

住所：習志野市実籾本郷7-24
 代表者名：小笠原大介
 TEL：047(479)0510
 携帯：090(9153)2281
 FAX：047(481)8023
 定休日：年中無休 営業時間：9時～18時
 E-mail：team-appeal@hb.tp1.jp



デザイン風景

【概要】習志野市を中心に都内だけでなく遠くは東北地方まで、全国各地で施工を行う看板屋。会議や式典の小さなものから、建物に掲げる大きなものまでさまざまなタイプの看板の製作が可能。また、お祭りなどのトラス(イベントステージ)などの設営や、電気関係の設営なども行っています。

【特色】同社の施工する看板は、耐候性・擦過性・発色性に富んでいて、看板デザイン・看板製作まで一貫して一つ一つ丁寧にスピーディーに施工を行い、小規模の看板であればお電話をいただければ、データ入稿から翌日に仕上げさせていただきます。

また、オリジナルデザインの看板もお客様の要望を聞き入れ、イメージどおりに製作ができ、レトロ風看板、発泡パネル看板、パネル看板、表札看板、木製手作り看板、大型シール印刷、ステッカーシール、カットニングシート、のぼり旗、のれん、横断幕、懸垂幕など様々なものに対応しています。

看板製作の際はぜひお問い合わせください。

※料金・サービス内容などの詳細については APPEAL (アピール) に直接お問い合わせください



知って! 見て! 食べて! 津田沼を楽しむイベント

JR津田沼駅付近をのんびり歩いて、津田沼をより知ってもらうために、船橋市前原商店会、津田沼一丁目商店会、津田沼南口商店会の三商店会の合同で、JR津田沼駅の徒歩10分圏内の飲食店を回遊してもらうイベント「つだぬまーる」を実施します。

開催日 10月23日(日) 11時～27時 ※参加時間は店舗による 雨天決行
 内容 5枚綴りの専用チケットを参加店舗または販売協力店で購入し、参加店舗で1枚ずつ提示すると、料理やお酒など店舗ごとの独自のサービスを提供してくれます。

行き慣れたお店だけでなく、行ったことのないお店でも気がるに試してください。
 チケット 前売り：3,600円/当日：4,000円 ※10月22日(土)まで下記で販売
 習志野商工会議所、習志野市商店会連合会、参加店舗店頭またはチケット販売協力店

参加店舗数 JR津田沼駅周辺のレストラン・居酒屋・バー・カフェなど約54店舗
 アトノリとは 当日に使いきれなかったチケットは、翌日から7日間(10月24日～10月30日)だけ、「アトノリ」参加店舗で1枚700円の金券としてご利用いただけます。(おつりは出ません)

※参加店舗はチケット購入時に配布されるMAPに記載されています。
 問合せ 株式会社フィット内船橋再発見! マガジン MyFuna 編集部

詳しくは公式ブログをご覧ください。